

IV 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

個人情報保護法が平成17年4月に全面施行されたことにより、個人情報への関心が一気に高まり、個人情報の保護についての行き過ぎた反応、いわゆる「過剰反応」が起きました。法は、個人情報の保護と利用のバランスを図ることを目的としており、過剰反応は、法を初めとする個人情報保護制度への理解が不十分であることから起きていると言われています。

県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、パンフレットの配布や、県のホームページでの制度紹介などを行っていますが、平成17年度からは、特に「過剰反応」に対する取組を行っています。

平成27年度は、平成25年度に作成した、過剰反応の具体的な事例やその対応策、日常生活の中で個人情報を取り扱うにあたって注意すべき点など、県民・事業者の両方に活用していただくためのQ&Aを掲載したパンフレット「必要な個人情報まで『過保護』にしていますか ～バランスの取れた保護と利用を～」を、個人情報を取り扱う事業者団体と県機関で構成する個人情報保護推進会議等で配布しました。

また、個人番号（マイナンバー）が10月から通知されることを踏まえ、県のたよりの10月号にマイナンバーの通知及び個人情報の保護と活用をテーマとした記事を掲載しました。

更に、消費者庁との共催で、「情報を 守り活かそう 明るい未来」及び「組織におけるルール作りと情報セキュリティ対策」をテーマに個人情報保護法の説明会を開催したところ、302名の方の参加がありました。

(2) 事業者に対する意識啓発

県は、県内事業者の事業活動における個人情報保護の推進を図るため、「事業者における個人情報の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）を作成・公表し、事業者が個人情報の保護のために必要な措置を講ずる際のよりどころとしています。

この指針に基づき、適正に個人情報が取り扱われるよう、事業者の方々への意識啓発を行っております。

平成27年度は、平成26年度に作成した、事業者が個人情報を保護しながら、適切に活用するための重要なポイントをまとめたパンフレット「事業者の皆様へ 守りましょう！ 個人情報と皆の信頼」を、個人情報保護推進会議等で配布しました。

また、県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として派遣する個人情報保護研修講師派遣事業を新たに実施したところ、15回の派遣を行い、計1,159名の方の参加がありました。

更に、従前委託事業として行っていた研修会を直営化し、全業種を対象とした研修会を2回、福祉・医療業種を対象とした研修を1回実施し、計793名の方の参加がありました。

加えて、公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会が主催する高齢者住みかえ支援相談員養

成講座において「個人情報保護法の基礎知識」をテーマに講義を行い、32名の方の参加がありました。

また、個人情報保護推進会議を開催し、岡本正氏（岡本正総合法律事務所（現：銀座パートナーズ法律事務所）弁護士）に「個人情報保護法の改正と事業者に求められるマイナンバー対応」について御講演いただき、参加された161名の方々に個人情報保護を取り巻く状況や今後の課題について、共に考えていただくことができました。併せて、事業者向けの県のホームページに、当該会議の講演概要を掲載しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るため、また、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要があります。

平成27年度の研修については、職員キャリア開発支援センター主催で新規採用職員研修（1回）、交流職員研修（1回）及びパワーアップ研修（2回）を実施したほか、税制企画課主催の税務専門課程研修の中で、個人情報保護についての研修（1回）、情報公開・個人情報保護担当者説明会（1回）を実施しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。